

**「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に  
向けた提案・要望**

**＜重点政策に関する提案・要望＞**

**Ⅱ DXの推進と県経済の回復・成長に  
向けた提案・要望**

# DXの推進



【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

県担当課：行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、学事課、保健医療政策課、商業・サービス産業支援課、建設管理課、道路環境課、河川環境課、義務教育指導課、ICT教育推進課

## 1 自治体DXの推進【一部新規】



【総務省】

### ◆提案・要望

- (1) 職員向けのテレワーク環境や県民、事業者向けの「ワンスオンリー」を実現する新たな基盤などを構築、維持、拡大するに当たり、膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となるため、DXの財源とすることが可能な財政的支援を継続的に行うとともに、更新期における財政措置も考慮すること。
- (2) 自治体ごとに異なる情報システムの標準化に向けて、共通のプラットフォームを国がイニシアティブを取って構築するとともに、規模の大きい自治体も含め、全自治体が参画するよう財政的インセンティブを設けること。
- (3) AI等新技術を活用した自治体事務の高度化・効率化に当たって、先駆的な取組を行う自治体に負担が集中せず、また取組によって得られた成果を各自治体が共有するなどの連携を促す仕組みを構築すること。
- (4) 5Gや多言語音声翻訳システムなど、国が戦略的に技術開発や普及促進に関わっている技術については、自治体が導入する際、経費の負担が導入の足かせにならないよう、十分な財政措置や開発を行う民間事業者への働き掛けを行うこと。
- (5) 行政事務のデジタル化・行政手続のオンライン化を促進するため、「印鑑照合を行わない押印」、「提出義務のある添付書類」などの更なる見直しを行い、必要な法令等の改正を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大により、行政のデジタル化の重要性がこれまで以上に高くなっており、県民がデジタル化のメリットを実感できる行政サービスを計画的かつ効率的に提供していくため、業務のデジタル化、窓口のデジタル化の取組を加速させる必要がある。
- ・ 同時に、新しい生活様式の定着を図るためには、全ての職員がオンラインで業務を効率よく実施できるテレワーク環境の整備やペーパーレスの推進が不可欠である。

- ・ また、デジタル手続法でデジタル化の基本原則としている「デジタルファースト」「ワンズオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」を実現するためには、県民や県内事業者向けの新たな基盤の構築が必要となる。
- ・ 自治体のDXに関わる投資を早期にかつ強力で推進することで、経済活性化のいち早い実現が期待できるが、自治体にとって膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となる。
- ・ 国は、自治体DX推進計画において、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化に伴う業務プロセスの見直しなどについて標準的な手順を示すとともに、実効的に推進していくこととしている。
- ・ 情報システムの標準化・共通化については、規模の大きい自治体では業務プロセスやシステムを擦り合わせる調整に相当の負担が発生するため、導入を促進させるには、国が強力なイニシアティブを取り、負担に見合うだけの財政的インセンティブを設けることが必要である。
- ・ また、行政手続のオンライン化に付随してAIやRPA等の導入の推進も重要となるが、先駆的な取組であることから、参考とすべき事例が乏しい。各自治体は連携してスマート化に取り組み、その成果を共有するなどすることで、より効果的・効率的により多くのスマート化を進めることが望ましく、それを支援する仕組みが必要である。
- ・ さらに、自治体において新技術の導入意向があるものの、経費負担が足かせとなり、本格導入する以前に試行的な導入ですら対応できない事例も多い。
- ・ 特に、5Gや多言語音声翻訳システムなど、国が戦略的に技術開発や普及促進を行っている技術については、民間への投資を行うだけでなく、自治体での導入を後押しするよう、試行的な導入も含めた財政措置や技術開発を行う民間事業者に対する働きかけなどが必要である。
- ・ 国が法令等により自治体の事務手続を細かく定めているため、オンライン化が困難となっているものがある。
- ・ 児童虐待防止法に基づく臨検等の調書を作成した際の署名押印など、依然として認印を求める手続があり、行政事務のデジタル化を見据えた押印見直しの徹底が図れていない。
- ・ 毎年、独立行政法人国立印刷局で職員録を刊行するため、本県部分の原稿の作成依頼がある。紙原稿を受領して警察・市町村・消防署へ作成を依頼し、県職員分と合わせて赤字で加筆・修正した後、郵送で提出しなければならず、デジタル化が図れていない。

## 2 自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保【新規】



【内閣府、総務省】

### ◆提案・要望

- (1) 端末におけるセキュリティ対策の負担が増えることから、対策に必要な財政措置を講じること。
- (2) 自治体職員のリテラシー向上、専門的知識を有する人材の確保・育成などの施策の強化及び財政措置を講じること。
- (3) 次期自治体情報セキュリティクラウドの移行に係る国庫補助について、事業の実施期間や補助対象経費などを柔軟に判断すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ DXの進展に伴い、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、クラウドサービスの活用やテレワークの推進が求められるとともに、サイバー攻撃の対策を十分に行う必要がある。
- ・ また、テレワークの推進により、時間や場所にとらわれない働き方が進むとエンドポイントのセキュリティ対策が重要となる。このため、サーバー及び端末のセキュリティ対策、職員のリテラシー向上、専門人材の確保等に要する経費の増大が見込まれる。
- ・ 次期自治体情報セキュリティクラウドの移行に係る国庫補助については、令和4年度末までに次期自治体情報セキュリティクラウドの本番環境への移行を完了させることを要件としているが、本県では市町村数が多いことから、全市町村の移行を完了させるには一定期間が必要であり、一部市町村の移行が間に合わないことも想定される。
- ・ また、必須要件以外の機能に係る移行に要する作業経費は対象外としているが、必須要件以外のオプション要件（EDR等）についても多額の費用が想定されるものがある。

### 3 G I G Aスクール構想の推進【一部新規】



【文部科学省】

#### ◆提案・要望

- (1) ICT環境を恒久的に維持できるよう、維持費及び更新費などに係る継続的な財政的支援を行うこと。
- (2) 児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費については、財政支援が一部の家庭に限られているため、国の責任において児童生徒全員を対象とした財政措置を行うこと。
- (3) 日常的にICTを活用できる指導体制の構築が必要となることから、ICT支援員の配置水準の引き上げなど、財政措置の拡充を行うこと。
- (4) 自治体を実施するICT活用能力向上に係る教員研修のために、国による財政的支援を行うこと。また、国において、全ての教員のICT活用能力の向上に向けた研修を実施すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 学校設置者にとって、今回のG I G Aスクール構想で新たに整備した設備の維持・管理には相応の負担がある。特に端末については、更新時に莫大な財政支出を伴う。この点、令和2年度補正予算によって「G I G Aスクール構想」を加速させる予算が成立し、設備の整備に係る費用は確保されたものの、維持管理に係る費用や更新時の費用について、今後の方向性が示されておらず、かつ、仮に市町村及び学校法人が負担するとすれば財政的負担が極めて大きく、支障が見込まれる。
- ・ G I G Aスクール構想の実現に向けて整備した端末を最大限活用するためには、機材調達に加えて、ICT環境がない児童生徒への支援策として、持ち帰りでの活用が可能となるよう家庭のICT環境を整えることが不可欠である。通信機器の整備支援が国によりなされているものの、現状では、通信費などの財政的支援が生活保護世帯等に限定的である。通信費等に係る家庭、市町村及び学校法人における負担が大きいため、全ての家庭で環境が整っていない。
- ・ 公立学校の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）において、目標としている水準と財政措置額は、学習者用コンピュータは3クラスに1クラス分、ICT支援員は4校に1人分である。令和2年度補正予算によって、1人1台環境の実現など、急激に整備される学校のICT環境を支える体制が求められている。
- ・ G I G Aスクール構想の実現に向けて整備したICT機器が有効に活用されるために、全ての教員のICT活用能力の向上が必要である。
- ・ 全国の全ての教員が基礎的なICT活用能力を身に付けられるよう、国によるオンライン研修の実施が必要である。また、各自治体が、学校に導入した端末に応じて、ICTを授業でどのように活用するか、きめ細やかな研修を実施していくためには、財政支援が必要である。

#### ◆参考

○公立学校情報機器整備費補助金活用状況（公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部））

端末 国庫補助対象整備台数 約36.6万台、国庫補助対象経費 約165億円

## 4 学習者用デジタル教科書の無償給与に向けた制度的検討・財源措置【新規】



【文部科学省】

### ◆提案・要望

学習者用デジタル教科書の無償給与を実現するために、教科書検定や教科書採択、教科書の供給といった現行の教科書制度を見直すこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ GIGAスクール構想により、児童・生徒に1人1台の端末が整備される中で、ICTを活用した取組の一環として、デジタル教科書の普及促進を図ることが重要である。
- ・ 現状、学習者用デジタル教科書は有償であり、自治体や保護者の費用負担が大きいという課題があるため、学校現場での導入が進んでいない。
- ・ 学習者用デジタル教科書の普及促進のためには、紙の教科書と同様に国が購入し児童生徒に無償給与することが欠かせない。また、無償給与の実現には、現行の教科書制度を見直し、学習者用デジタル教科書を教科書に位置付ける必要がある。
- ・ 円滑に学習者用デジタル教科書の普及を実現するためには、次の教科書改訂時期の令和6年度（採択は令和5年度）までに、学習者用デジタル教科書の無償給与を含めた方向性を速やかに決め現行制度を見直さなければならない。

### ◆参考

- 義務教育教科書の無償給与 463 億円（令和3年度文部科学省予算額）
- 学習者用デジタル教科書普及促進事業 22 億円（令和3年度文部科学省予算額）
- 令和2年度埼玉県内の市町村立小・中学校における学習者用デジタル教科書の導入状況（令和2年度採択関係状況調査（文科省）より）
  - ①全ての学校（小学校又は中学校）で、学習者用デジタル教科書を導入している市町村 1 / 63 自治体
  - ②一部の学校で、学習者用デジタル教科書を導入している市町村 2 / 63 自治体

| ＜現行制度＞          |                           |                     | ＜要望実現後の制度＞ |                                       |                     |
|-----------------|---------------------------|---------------------|------------|---------------------------------------|---------------------|
|                 | 使用義務                      | 無償給与                |            | 使用義務                                  | 無償給与                |
| 紙教科書            | ○<br>(使用しなければ<br>ならない)    | ○<br>(義務教育<br>段階のみ) | ➡          | ○<br>(紙・デジタルの<br>教科書を使用しな<br>ければならない) | ○<br>(義務教育<br>段階のみ) |
| 学習者用デジタル<br>教科書 | ×<br>(紙の教科書に代<br>えて使用できる) | ×                   |            | ○<br>(紙・デジタルの<br>教科書を使用しな<br>ければならない) | ○<br>(義務教育<br>段階のみ) |

## 5 i-Constructionの推進に関する支援【新規】



【経済産業省、国土交通省】

### ◆提案・要望

- (1) C I Mを本格導入し建設現場の生産性向上を図るため、3 D対応環境の整備や、道路や河川の3 Dデータを取得するために必要な財源を確保すること。
- (2) I C T活用工事の普及促進のため、必要な設備への初期投資費用や、技能者が技術活用に必要な知識の習得に関する財政支援や技術的支援を拡充すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、発注者の責務として、情報通信技術の活用による生産性の向上が位置づけられた。
- ・ また、令和6年度には、建設業にも改正労働基準法の罰則付き時間外労働の上限規制が適用されることなど、建設生産プロセスの合理化が求められている。
- ・ このような情勢に対応するため、本県はC I MやI C T施工などのi-Constructionを推進し、生産性の向上に取り組んでいる。

#### < C I Mの導入 >

- ・ 本県では、令和3年度からC I Mの導入に向け、各発注課所への高性能パソコン等の配備や、県管理の道路や河川の3 D測量を実施し、データの取得を始めたところである。
- ・ 今後は、設計、施工及び維持管理などに3 Dデータを活用するなど、C I Mの本格導入を図っていく。
- ・ 計画的にC I Mの本格導入を進めていくためには、安定的な財源の確保が必要である。


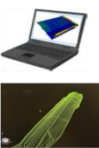

#### < I C T施工の推進 >

- ・ 本県では、平成28年度から令和2年度までにI C T活用工事を96件実施しているが、受注者希望型の発注における実施率は25.9%にとどまっており、受注者のI C T施工意欲の促進が課題となっている。
- ・ 受注者のI C T施工意欲が高まらない要因として、I C T活用工事に必要な設備への初期投資費用が高額であることや、技能者の高齢化が進む中で関係者へのI C T技術の活用に必要な知識の習得が進まないことが挙げられる。

### ◆参考

○C I M：土木工事の建設生産プロセスにおいて3次元モデルを導入、連携・発展させて一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るもの

○I C T施工に必要な設備及び知識のイメージ

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>&lt;初期投資費用&gt;<br/>ハードウェア<br/>ソフトウェア</p> |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上型レーザーキャ</li> <li>・ ドローン等</li> <li>・ 3D測量データ処理ソフト等</li> </ul> |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3D対応高性能P C</li> <li>・ 3D設計データ作成ソフト</li> </ul> |  <p style="text-align: right;">G N S S 受信機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTバックホウ</li> <li>・ ICTブルドーザー等</li> </ul> |
| <p>&lt;知識習得&gt;</p>                         | <p>測量機器の操作<br/>3D測量データの処理</p>   | <p>3D設計データの作成</p>  | <p>ICT建設機械の操作<br/>測量機器による出来形管理</p>   |



## 6 キャッシュレス決済の普及促進



【経済産業省】

### ◆提案・要望

- (1) キャッシュレス決済の手数料について、恒久的な引下げに向け、業界団体に一層の働き掛けを実施するとともに、必要に応じてキャッシュレス・消費者還元事業と同様の補助事業を実施すること。
- (2) キャッシュレス決済に必要な決済端末の設置費用等に対する補助事業を実施すること。

### ◆本県の現状・課題等

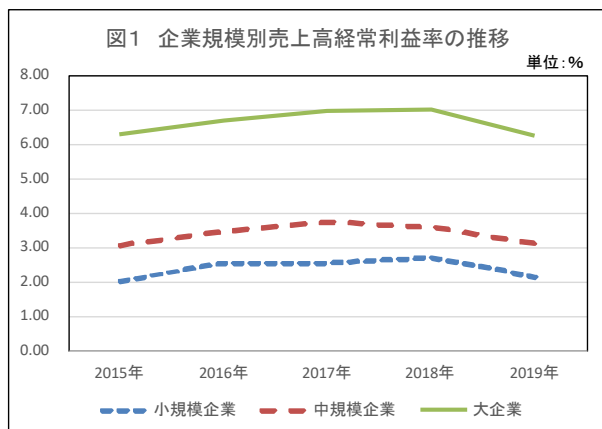
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大により、感染防止の観点から非接触の決済方式の普及が求められている。
- ・ 本県では、商工団体や金融機関を構成機関とする「埼玉県キャッシュレス推進協議会」によりキャッシュレス決済の導入事例やメリットを紹介し、キャッシュレス決済を推進している。
- ・ しかし、利益率の低い小規模事業者にとっては、決済手数料や決済端末設置費用等の負担が重く、キャッシュレス決済の普及・定着に向けて、導入事業者の負担軽減が課題となっている。
- ・ 決済手数料の恒久的な引下げは全国一律で対応すべき問題であるため、国による一層の対応が求められる。

### ◆参考

#### ○企業規模別に見た売上高経常利益率

表1 企業規模別売上高経常利益率の推移（非製造業）（%）

|       | 小規模企業 | 中規模企業 | 大企業  |
|-------|-------|-------|------|
| 2015年 | 2.02  | 3.06  | 6.26 |
| 2016年 | 2.57  | 3.46  | 6.65 |
| 2017年 | 2.56  | 3.77  | 6.93 |
| 2018年 | 2.72  | 3.58  | 6.97 |
| 2019年 | 2.16  | 3.09  | 6.23 |



（出典：財務省「法人企業統計調査年報」から作成）

（注）ここでいう大企業とは資本金1億円以上の企業、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業をいう。

#### ○主な決済事業者の決済手数料

表2 主な決済事業者の決済手数料

| 決済事業者（サービス） | 決済手数料          |
|-------------|----------------|
| 三井住友カード     | 3.25%          |
| PayPay      | 未定（21年10月以降）   |
| LINE Pay    | 2.45%（21年8月以降） |
| 楽天ペイ        | 3.24%          |
| au PAY      | 未定（21年8月以降）    |
| メルペイ        | 2.6%（21年7月以降）  |
| 埼玉りそな銀行     | 2.95%          |

（出典：「キャッシュレス決済事業者の中小・小規模事業者向けプラン一覧」）



## 7 社会保障・税番号制度への確実な対応



【内閣官房、総務省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることから、セキュリティ強化対策や今後の制度改正に伴うシステム改修について、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) マイナンバーによる情報連携を行う業務においては、住民票関係情報から世帯構成員を把握できるようにするなど、添付書類を省略してもマイナンバーによる情報連携により必要な情報が取得できるよう、省庁間の調整も含めて国が責任をもって対応すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 番号制度の導入に当たり地方公共団体で必要となる情報システムの整備に係る経費については、概ね国庫補助金が手当てされてきた。
- ・ しかし、情報システムの運用経費については、一部普通地方交付税措置がなされるものの地方公共団体の負担は大きく、今後の制度改正や対象事務の増加による負担についても、明確な方向性が示されていない。
- ・ さらに、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえた総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成27年12月25日）において、高レベルのセキュリティ対策が求められており、一部経費については国庫補助の対象とされているものの、実質的な地方公共団体の負担額が大きい。
- ・ マイナンバーによる情報連携では「住民票関係情報」から世帯構成員を網羅的に把握できないなど、実務上添付書類の削減につながらない業務がある。

## 8 ナショナルデータベース（NDB）の活用促進



【厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 都道府県がNDB（連結された介護DBを含む）の利用を希望する場合の申請書類を簡略化し、申請からデータ利用開始までの期間の短縮を図ること。
- (2) レセプト情報等第三者提供窓口の相談体制の充実を図ること。
- (3) 取得データの内容に応じて段階的なセキュリティ要件を設定し、レベルに応じたセキュリティ環境とすること。
- (4) 現在、ホームページで一般公開されているNDBオープンデータについて、要望に応じて公表する集計データの充実を図るとともに、二次医療圏別の集計データの公表項目を拡充すること。
- (5) 都道府県が利用目的に応じた結果データを随時取得できるよう、情報セキュリティの確保や個人情報保護に配慮した上で、NDBデータのオンライン利用が可能となるようシステムの構築を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ ナショナルデータベース（NDB）は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成・調査・分析に活用するため、電子化されたレセプト情報や特定健診等情報等のデータについて、匿名化処理を行った上でデータベース化したものである。
- ・ NDBデータの分析は、医療ビッグデータとして二次医療圏における患者の疾患や人数など、どの地域にどの程度の医療需要があるのかを具体的に把握することを可能とし、地域の課題を把握し、医療政策の方向性を検討する上で有用であると見込まれる。
- ・ しかし、現状では、都道府県がNDBの利用を希望する場合、個別に厚生労働省に利用申請を行う必要があり、申請時には具体的な集計イメージの添付など多岐にわたる申請書類が必要であり委託業者のサポートが不可欠である。
- ・ また、申請後に原則として厚生労働省の設置する有識者会議の審査を受ける必要があり、仮に審査で認められても、令和2年10月現在、提供までに半年程度を要する場合もある。
- ・ 提供されたデータは、施錠可能で入退室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末での利用に限られるなど、その内容にかかわらず一律に環境要件が厳しく設定されており、専門の研究機関以外では、事実上利用困難となっている。
- ・ なお、平成28年度から、個別の政策や研究とは別に、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。
- ・ しかし、このオープンデータは、公表される項目が限られており、令和元年度に公表された第4回オープンデータでは一部の診療行為に対し二次医療圏別の集計が行われ、令和2年度に公表された第5回オープンデータでは対象項目の拡充が図られたものの、医科診療行為の「基本診療科」以外の項目では二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。
- ・ 現状では、NDBデータの利用はハードルが高く、より簡便な形で利用可能となるよう運用を

見直す必要がある。

- さらに、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立し、都道府県はNDBと介護DBを連結したデータの提供が受けられることとなった。
- NDBと介護DBを連結して解析することは、医療・介護施策の総合的な検討に資すると考えられることから、当該データの提供についても、今後簡便な方法で運用される必要がある。

#### ◆参考

○NDB第三者提供依頼申出者の状況（承諾案件のみ）※平成23年度～令和元年度

| 依頼申出者       | 件数           |
|-------------|--------------|
| 大学・大学院      | 157件( 51.1%) |
| 厚生労働省       | 71件( 23.1%)  |
| 研究開発独立行政法人等 | 25件( 8.2%)   |
| 都道府県        | 19件( 6.2%)   |
| 国所管の公益法人    | 13件( 4.2%)   |
| 国の行政機関      | 11件( 3.6%)   |
| 市区町村        | 8件( 2.6%)    |
| その他         | 3件( 1.0%)    |
| 合計          | 307件(100.0%) |

(厚生労働省資料 第49回レセプト情報等の提供に関する有識者会議資料から)

# ■埼玉の稼げる力の向上



【農林水産省】

県担当課：農業政策課

## 1 ポストコロナにおける農林業への支援【新規】



【農林水産省】

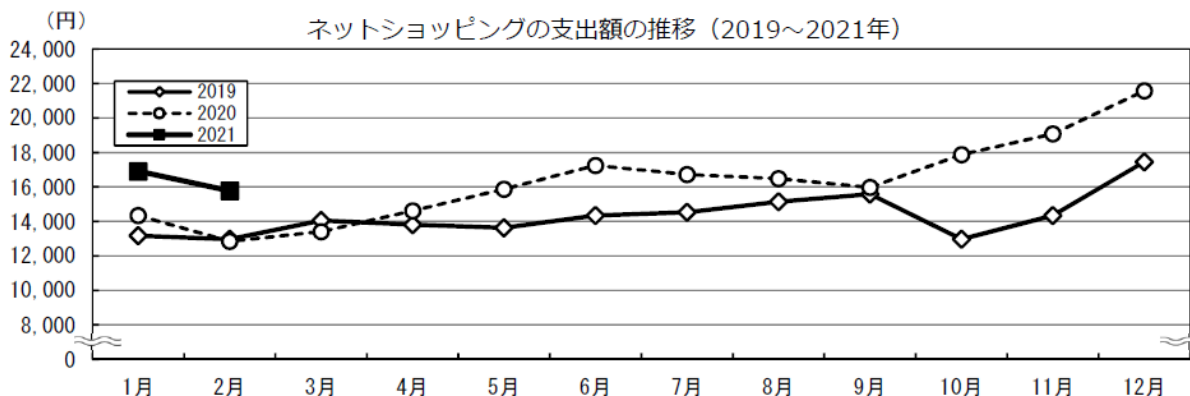
### ◆提案・要望

生産者が社会情勢の変化に対応できるよう、農林業分野のDXの推進等を通じて、ネット販売の促進など販路拡大支援や、生産コストの低減や規模拡大に資する生産支援を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、インターネットを活用した販売の増加や、外出自粛を契機とした家庭での「巣籠もり」に伴う、内食の増加など、農産物の販売に影響する生活様式の変化が見られた。
- ・ また、産地や事業者においても、ネット販売の取組強化、観光農園から直売への切り替え等の動きがみられる。
- ・ 食料供給の観点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、小麦の主要輸出国等により輸出規制が行われた。
- ・ 食料や飼料を多く輸入に頼る我が国においては、国内農業の生産基盤を強化し食料の安定供給を図ることの重要性が高まっている。
- ・ 今後の農業の発展のためには、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式の拡大、世界レベルの食料供給構造の変容など、社会情勢の変化に対応できるよう、農林業分野のDXの動きも踏まえた農業生産、販売の取組支援が課題となっている。

### ◆参考



(出典：総務省統計局「家計消費状況調査 ネットショッピングの状況について（二人以上の世帯）」)

○「生鮮食品」と「外食」の一世帯あたり支出金額（令和2年）と前年比（二人以上の世帯）

| 品目分類 |      | 支出金額（円）<br>（令和2年） | 前年比：% |
|------|------|-------------------|-------|
|      |      |                   |       |
| 生鮮食品 | 生鮮野菜 | 74,996            | 10.4  |
|      | 生鮮肉  | 79,947            | 11.8  |
|      | 米    | 23,920            | 3.1   |
|      | 卵    | 10,142            | 10.6  |
|      | 牛乳   | 15,895            | 4.8   |
| 外食   |      | 129,726           | -26.7 |

（出典：総務省統計局「家計調査」）

# ■魅力ある埼玉の発信



【国土交通省】

県担当課：公園スタジアム課

## 1 都市公園事業の推進



【国土交通省】

### ◆提案・要望

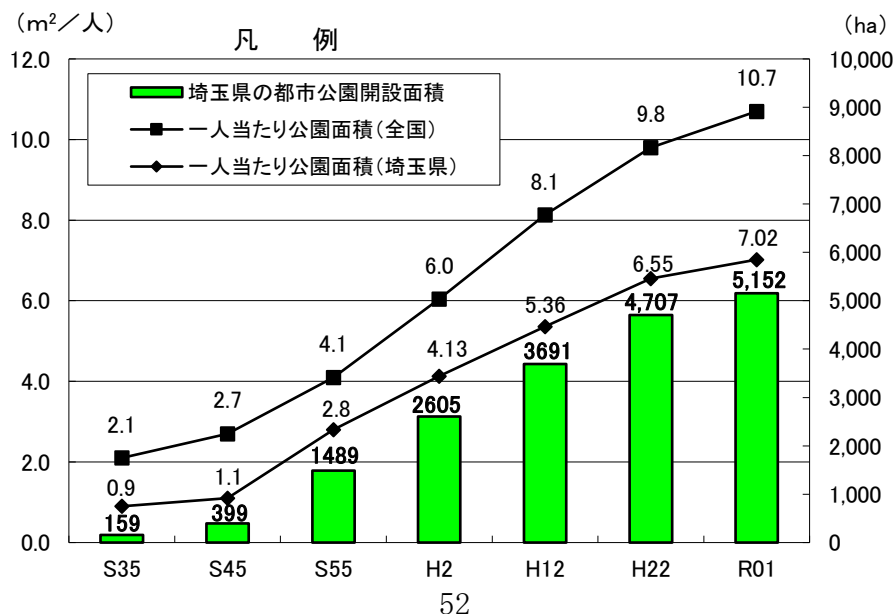
- (1) 生活に潤いと安らぎを与える憩いの場であり、災害時の避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 国民の安心・安全の確保が求められる中、インフラの老朽化対策として、公園施設の長寿命化を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (3) 新型コロナウイルス対策において生じる公園施設の管理運営に、必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の都市公園面積は、全国5位（令和元年度末）となっているものの、1人当たり公園面積は、全国平均を大きく下回る状況となっている。
- ・ 本県が管理する都市公園における公園施設長寿命化に要する費用は、向こう5年間で約256億円と見込まれており、財政面での制約がある中、予算の確保が課題となっている。
- ・ 公園施設を管理運営している指定管理者の利用料金等の事業収入が、大きく減少することが見込まれている。

### ◆参考

○都市公園面積・1人当たり公園面積推移



○向こう5年間の県営公園における施設の長寿命化に要する費用（単位：百万円）

| 年度 | R 4   | R 5   | R 6   | R 7   | R 8   | 合計     |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 金額 | 5,382 | 5,720 | 5,676 | 4,010 | 4,827 | 25,615 |



